

議 案 第 46 号

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴い、市営住宅の入居者資格に係
る収入基準を定めるため。

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号アを次のように改める。

ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 次項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第6条第1項第3号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第2項第2号中「（昭和45年法律第84号）」を削り、同項第3号中「（昭和38年法律第168号）」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。